

重要事項説明書

訪問介護事業所 ケアサポート本納

1、 事業所の目的と運営方針

利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の心身の状態やおかれている環境等に応じて、きめ細やかなサービスを提供します。

要支援状態の利用者には、利用者の意欲を高めるような働きかけを行い、ご自身ができることはご自身で行って頂くことを基本とし、できない部分や困難な部分を利用者と一緒に行うことで、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

要介護状態の利用者には、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、1日でも長く居宅生活が継続できるよう、サービスを提供します。

関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

2、 事業所の概要

法人名	株式会社 サポートケア
代表者氏名	代表取締役 岡部 英明
事業所名	ケアサポート本納
所在地	〒299-4215 千葉県茂原市本納 2926
管理者	松村 夏生
事業所番号	1271502716
電話番号	0475 - 33 - 3036
ファックス番号	0475 - 33 - 3037
サービス提供地域	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町・大網白里市

3、 事業所の職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

資格	常勤	非常勤	合計	職務の内容
管理者	1名		1名	*介護保険業務と兼務
サービス提供責任者	1名		1名	*介護保険業務と兼務
介護職員	介護福祉士	3名	4名	
	実務者研修修了	0名	0名	
	訪問介護員2級 介護職員初任者研修課程修了	1名	6名	7名
	その他事務員			0名

4、 サービス提供時間帯

	早朝 6:00~ 7:00	早朝 7:00~ 8:00	通常時間 8:00~ 18:00	夜間 18:00~ 22:00	深夜 22:00~ 6:00
平日	×	○	○	○	×
土・日・祭日	×	○	○	○	×

※時間帯より料金が異なります。

5、 サービス受付時間帯

営業日 月曜日から日曜日（12月31日～1月3日は除く）

営業時間 9：00～18：00

※緊急時には、適切に対応いたします。

6、 サービスの内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事の介助を行います。
- ② 入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- ③ 排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ④ 衣服脱着の介助・・・衣服の脱着の介助を行います。
- ⑤ 自立支援のための見守りの援助
 - ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声掛け、疲労の確認を含む)
 - ・入浴や更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認などを含む)
 - ・ベッドへの出入り時等自立を促すための声掛け(見守り中心に必要な時介助)
 - ・移動時、転倒しないよう傍について歩く。(なるべく見守り中心で行う)
 - ・車椅子での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助
 - ・洗濯物を一緒に干したり畳んだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防の為の見守り、声掛けを行う。
 - ・認知症の高齢者と一緒に冷蔵庫の中を整理整頓することにより、生活歴の喚起を促す。
- ⑥ その他必要な身体介護を行います。

(2) 生活援助

- ① 買い物・・・契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
- ② 調理・・・契約者のための食事の調理を行います。
- ③ 掃除・・・契約者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ④ 洗濯・・・契約者の衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理を行います。
- ⑤ その他必要な生活援助を行います。

(3) 身体介護及び生活援助

身体介護と生活援助を組み合わせたものです。

(4) 介護予防訪問介護（要支援の方のみ）

自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等を行います。

(5) その他サービス

必要に応じて健康や日常生活上の状態をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

※ただし、次のサービスは公的介護保険サービスとして提供することはできません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し ・ 主として契約者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接（お茶、食事の手配など） ・ 自家用車の洗車・掃除 ・ 草むしり、園芸、花木の水やり ・ ペットの世話 ・ 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など） ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラスみがき、床のワックスがけ ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

7、 利用料金

(1) 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示の額として設定します。

【料金表】

① 訪問介護（要介護1～5の方）の場合

※身体介護のみの場合

	20分未満	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分 未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
身体介護	1,670円	2,500円	3,960円	5,790円	約840円程度を追加

※生活援助のみの場合

	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	1,830円	2,250円

※身体介護及び生活援助を行った場合

	生活援助20分以上	生活援助45分以上	生活援助70分以上
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	身体介護料金 +670円	身体介護料金 +1,340円	身体介護料金 +2,010円

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

② 介護予防訪問介護(要支援1,2の方)の場合

区分	程度	金額
介護予防訪問介護Ⅰ	要支援1,2の方で週1回程度の訪問が必要な場合	1ヶ月(定額) 11,760円
介護予防訪問介護Ⅱ	要支援1,2の方で週2回程度の訪問が必要な場合	1ヶ月(定額) 23,490円
介護予防訪問介護Ⅲ	要支援2の方で週2回を超える程度の訪問が必要な場合	1ヶ月(定額) 37,270円

③ 生活機能向上連携加算

生活機能向上を図る観点から、リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書を作成する事についての評価を行った場合、100 単位/月加算する。

※ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基本とします。

※ 介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、料金体系は、介護給付費（介護報酬に準拠するもの）とします。

④ 介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護を行った場合に以下加算があります。

加算名	加算額	自己負担額
介護職員処遇改善加算Ⅱ	訪問介護利用料の 22.4%に当たる額	左記金額の 1 割又は 2 割

※ 単位数・算定要件等

訪問介護を行う場合、所定単位数の 10%を減算する。Ⅲの場合、訪問介護を行う場合、所定単位数の 15%減産する

I 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(Ⅱに該当する場合を除く。)

Ⅱ 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合

Ⅲ 上記 I 以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合)

⑤ 夜間早朝加算

8:00 前あるいは 18:00 以降に訪問介護サービスを提供した場合、25%加算頂きます。

⑥ 新規に訪問介護計画書を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合、初回加算として利用料 2,000 円、1 割負担の場合 200 円の負担となります。

※ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基本とします。

※ 介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、料金体系は介護給付費(介護報酬に準拠するもの)とします)

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

① ご利用前日の 17 時までにご連絡を頂いた場合…無料

② ご利用前日の 17 時までにご連絡を頂けなかった場合…

当該基本料金（当日の介護保険適用単位数）の 10%

(3) その他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、事務所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

お支払い方法	口座振込み

8、 サービスに当たっての留意点

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 事業所では、原則として利用者宅の鍵はお預かり致しません。
- ③ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

9、 非常災害対策

従業者は、非常災害その他緊急事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

10、 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償責任を速やかに行います。

11、 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を使わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急にやむを得ない理由について記録します。

12、 緊急時の対応方法

サービス提供中、容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者へ連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

13、 サービスの対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談・苦情・要望等は下記の窓口にて対応いたします。

《訪問介護サービス提供事業所：苦情窓口》

受付担当者	松村 夏生
-------	-------

受付時間	月曜日～日曜日（12/31～1/3を除く）9：00～18：00
受付電話番号等	電話：0475 - 33 - 3036 ファックス：0475 - 33 - 3037

【苦情の手順】

苦情受付 → 苦情内容の確認 → 管理者への報告 → 苦情解決に向けた対応の実施 → 原因
究明 → 再発防止・改善の措置 → 管理者へ報告

《公共行政機関》

白子町役場 健康福祉課	所在地	千葉県長生郡白子町関 5074-2
	連絡先	0475-33-2113
長柄町 健康福祉課	所在地	千葉県長生郡長柄町桜谷 712
	連絡先	0475-35-2414
長南町 福祉課	所在地	千葉県長生郡長南町長南 2110
	連絡先	0475-46-2116
一宮町 福祉健康課	所在地	千葉県長生郡一宮町一宮 2457
	連絡先	0475-42-1431
長生村 福祉課	所在地	千葉県長生郡長生村本郷 1-77
	連絡先	0475-32-2112
睦沢町 福祉課福祉介護班	所在地	千葉県長生郡長生村本郷 1-77
	連絡先	0475-44-2504
茂原市 福祉部高齢者支援課	所在地	千葉県茂原市道表 1 番地
	連絡先	0475-26-1610
大網白里市 高齢者支援課介護保険班	所在地	千葉県大網白里市 115-2
	連絡先	0475-70-0309
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地	千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3
	連絡先	043 - 254 - 7428

<説明日> 令和 年 月 日

<事業者> 事業所名 株式会社 サポートケア ケアサポート本納

住 所 千葉県茂原市本納 2926

説明者 印

私は、契約書及び本書面によりケアサポート白子から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____